パブリックコメント 閲覧用

# 旭市過疎地域持続的発展計画 (素案)

令和8年度~令和12年度 千葉県旭市

# 目 次

| 1 | 基本的な事項1                                       |
|---|---|
|   | (1) 市の概況1                                     |
|   | (2)人口及び産業の推移と動向2                              |
|   | (3) 行財政の状況 5                                  |
|   | (4)地域の持続的発展の基本方針8                             |
|   | (5) 地域の持続的発展のための基本目標8                         |
|   | (6)計画の達成状況の評価に関する事項8                          |
|   | (7)計画期間9                                      |
|   | (8)公共施設等総合管理計画との整合9                           |
| 2 | 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成11                         |
|   | (1)現況と問題点11                                   |
|   | (2) その対策11                                    |
|   | (3) 事業計画(令和8年度~令和12年度)12                      |
| 3 | 産業の振興13                                       |
|   | (1)現況と問題点                                     |
|   | (2) その対策                                      |
|   | (3)事業計画(令和8年度~令和12年度)16                       |
|   | (4) 産業振興促進事項19                                |
| 4 | 地域におけるDXの推進20                                 |
|   | (1)現況と問題点                                     |
|   | (2) その対策                                      |
|   | (3) 事業計画(令和8年度~令和12年度)                        |
| 5 | 交通施設の整備、交通手段の確保21                             |
|   | (1)現況と問題点21                                   |
|   | (2) その対策                                      |
|   | (3) 事業計画(令和8年度~令和12年度)                        |
| 6 | 生活環境の整備24                                     |
|   | (1)現況と問題点                                     |
|   | (2) その対策                                      |
|   | (3) 事業計画(令和8年度~令和12年度)                        |
| 7 |   |
| • | (1)現況と問題点       29                            |
|   | (1) 現代と同趣点       29         (2) その対策       30 |
|   | (3) 事業計画(令和8年度~令和12年度)                        |
|   |   |

| 8  | 医療の確保                          | 33 |
|----|--------------------------------|----|
|    | (1)現況と問題点                      | 33 |
|    | (2) その対策                       | 33 |
|    | (3) 事業計画(令和8年度~令和12年度)         | 33 |
| 9  | 教育の振興                          | 34 |
|    | (1)現況と問題点                      | 34 |
|    | (2) その対策                       | 35 |
|    | (3) 事業計画(令和8年度~令和12年度)         | 36 |
| 10 | 集落の整備                          | 37 |
|    | (1) 現況と問題点                     | 37 |
|    | (2) その対策                       | 37 |
|    | (3) 事業計画(令和8年度~令和12年度)         | 37 |
| 11 | 地域文化の振興等                       | 39 |
|    | (1)現況と問題点                      | 39 |
|    | (2) その対策                       | 39 |
|    | (3) 事業計画(令和8年度~令和12年度)         | 40 |
| 12 | 再生可能エネルギーの利用の推進                | 41 |
|    | (1)現況と問題点                      | 41 |
|    | (2) その対策                       | 41 |
|    | (3) 事業計画(令和8年度~令和12年度)         | 41 |
|    | ◎過疎地域持続的発展特別事業一覧(令和8年度~令和12年度) | 42 |

# 1 基本的な事項

# (1) 市の概況

ア 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

旭市は、千葉県の北東部に位置し、成田国際空港から 25 km圏、東京都心から 80 km圏にあります。平成 17 年 7 月 1 日に旭市、海上町、飯岡町、干潟町が合併して誕生した本市は、総面積が 130.47 km、南部は美しい弓状の九十九里浜に面し、北部には干潟八万石と呼ばれる房総半島屈指の穀倉地帯となだらかな丘陵地帯である北総台地が広がっています。

一年の平均気温は 17℃前後と温暖で、冬は暖かく夏は涼しい恵まれた環境にあります。 このため、農産物の生産が盛んで、首都圏における食料供給基地として大きな役割を担っ ています。また、九十九里浜は、首都圏における一大リゾート地帯であり、毎年多くの観光 客が訪れています。

今後は、銚子連絡道路の整備等により、都心からのアクセスが改善されることによって、 農水産業、商工業、観光業等の発展が一層期待されます。

# イ 市における過疎の状況

国勢調査によると、本市の干潟地域の人口は、昭和35年以降一貫して減少し続けており、 近年人口減少傾向が顕著になっています。令和3年4月には「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の施行により、干潟地域が過疎地域として公示されました。

本地域ではこれまで、道路、土地基盤、公共施設や公共交通の整備、基幹産業である農業 の振興、移住・定住支援などの様々な施策を展開してきました。

一方で、現在も人口は減少し続けており、基幹産業である農業においても、農業従事者の 高齢化や担い手不足などが大きな課題となっています。今後も人口減少対策や雇用創出対 策などの施策を着実に進めていかなければ、今後はさらなる少子高齢化の進行が予想され ていることから、多くの産業において事業が成り立たなくなる恐れや、健全な地域社会の 維持がより困難になっていくことが懸念されます。

# ウ 市の社会経済的発展の方向の概要

本市では令和7年3月に策定した第3期旭市総合戦略に基づき、人口減少や雇用創出への対策に最も有効な施策を重点プロジェクトと位置づけ、積極的な事業展開をしています。

プロジェクトの一つ目として、市民や事業者が本市をよく知り、あるいは新たな魅力や 強みを発見または創出し、他の地域にはない本市ならではの価値を「旭ブランド」として磨 き上げるとともに強力に発信していく取組を展開します。具体的な方向性は、地域特性と 交通インフラの拡充効果を生かした旭ブランドの形成と、若者・女性の仕事づくりと雇用 創出及び起業・創業支援の強化です。

二つ目として、結婚や出産の希望をかなえるとともに、2人目、3人目のこどもを希望することが可能な安心かつ充実した子育て環境の整備に向けた取組を展開します。

また、未来を担うこどもたちが、公平に、多くの学びや遊び、スポーツを経験し、地域に 愛され、将来に夢や希望を持っていきいきと成長する環境づくりを、こどもの権利を尊重 する視点に立って推進します。具体的な方向性は、結婚希望と出産希望の実現に向けた強 力なサポートと出生数の増加と、妊娠・出産から子育て・教育までの切れ目ない支援の更なる充実です。

三つ目として、多世代にわたる市民や都市住民等の来訪者が、本市の地域特性や「生涯活躍のまち・みらいあさひ」等の地域資源を最大限に生かし、相互に多様な交流を展開し、活力を創造しながら、支えあい、生涯にわたり生きがいを持って暮らせるまちづくりを目指します。具体的な方向性は、旭市にしかない・旭市ならではの魅力とライフスタイルの創出による移住・定住と多世代の活躍・交流の促進と、市民・事業者・コミュニティ同士のつながりと公民連携により相乗効果を発揮できるまちづくりの推進です。

四つ目として、豊かな自然環境と食の恵み、診療圏人口 90 万人の旭中央病院と豊富な福祉資源を核とする地域医療・福祉体制や CCD プロジェクトを最大限に生かして、市内の医療・福祉及びスポーツ・健康関係機関との密接な連携のもと、市民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりをサポートするとともに、老若男女、障がいの有無にかかわらず、住んでいるだけで"健幸"になれるまちづくりを目指します。具体的な方向性は、CCD プロジェクトとの連携と市の特性を生かした「住んでいるだけで"健幸"になれるまちづくり」の推進と、豊かな自然と共生し、多様な市民が生きがいを持ち、支え合いながら安心して暮らすことができるまちづくりの推進です。

今後も引き続き、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかける とともに、住みよい環境を確保して、将来にわたって持続可能なまちの実現を目指してい くことが必要です。

# (2) 人口及び産業の推移と動向

本市の総人口は、平成7年の71,382人をピークに減少し、令和2年国勢調査では63,745人となっています。

このうち干潟地域における人口は、国勢調査の結果によると、昭和 35 年の 10,989 人から一貫して減り続け、昭和 50 年には 8,974 人、平成 2 年には 8,864 人、平成 17 年には 7,779 人、平成 27 年には 6,854 人、令和 2 年には 6,160 人となっており、平成 2 年から平成 27 年までの 25 年間で、2,010 人の減 (△22.7%) となっています。

また、年齢区分別に人口をみると、若年者比率(15歳から29歳までの人口の総人口に占める割合)は、平成2年の18.3%に対し、令和2年は12.9%と減少の一途をたどっています。一方で、高齢者比率(65歳以上の人口の総人口に占める割合)は、平成2年の14.8%に対し、令和2年は31.1%となり、人口減少に加え、少子高齢化の進行が顕著となっています。

このような中、本市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和2年の63,745人から令和32年には45,570人に減少することが見込まれています。

就業人口は、平成7年以降は総人口の推移同様に減少傾向に転じ、令和2年の国勢調査では31,814人となっています。

就業構成は、農業を中心とする第1次産業が、首都圏の食料供給基地であることを反映して、17.1%を占めることが特徴となっています。就業構成の推移については、第1次産業及び第2次産業は平成7年以降減少傾向に、また第3次産業は増加傾向にあります。

表1-1(1-1) 干潟地域の人口の推移(国勢調査)

|            | 昭和 50 年 | 平成    | 文2年             | 平成    | :17年           | 平成    | 27年              | 令和     | 12年            |
|------------|---------|-------|-----------------|-------|----------------|-------|------------------|--------|----------------|
| 区分         | 実数      | 実数    | 増減率             | 実数    | 増減率            | 実数    | 増減率              | 実数     | 増減率            |
| 総数         | 人       | 人     | %               | 人     | %              | 人     | %                | 人      | %              |
|            | 8,974   | 8,864 | △1.2            | 7,779 | △12.2          | 6,854 | △11.9            | 6,160  | △10.1          |
| 0歳~14歳     |         |       |                 |       |                |       |                  |        |                |
|            | 1,802   | 1,648 | $\triangle 8.5$ | 934   | ∆43 <b>.</b> 3 | 743   | $\triangle 20.4$ | 610    | △17 <b>.</b> 9 |
| 15 歳~64 歳  |         |       |                 |       |                |       |                  |        |                |
|            | 6,030   | 5,510 | $\triangle 8.6$ | 4,751 | △13.8          | 3,898 | △18.0            | 3, 219 | △17 <b>.</b> 4 |
| うち 15 歳~   |         |       |                 |       |                |       |                  |        |                |
| 29 歳 (a)   | 2,049   | 1,379 | ∆32 <b>.</b> 7  | 1,220 | ∆11 <b>.</b> 5 | 866   | $\triangle$ 29.0 | 612    | △29.3          |
| 65 歳以上 (b) |         |       |                 |       |                |       |                  |        |                |
|            | 1, 142  | 1,706 | 49.4            | 2,094 | 22.7           | 2,213 | 5.7              | 2,321  | 4.9            |
| (a)/総数     | %       | %     | _               | %     | _              | %     | _                | %      |                |
| 若年者比率      | 22.8    | 15.6  | _               | 15.7  | _              | 12.6  | _                | 9.9    | _              |
| (b)/総数     | %       | %     |                 | %     |                | %     |                  | %      |                |
| 高齢者比率      | 12.7    | 19.2  |                 | 26.9  |                | 32.3  |                  | 37.7   |                |

- ※ 総数には年齢不詳が含まれており、年齢区分ごとの合計数とは一致しない場合がある。
- ※ 若年者比率は、15歳から29歳までの人口を総数で除して得た数値
- ※ 高齢者比率は、65歳以上の人口を総数で除して得た数値

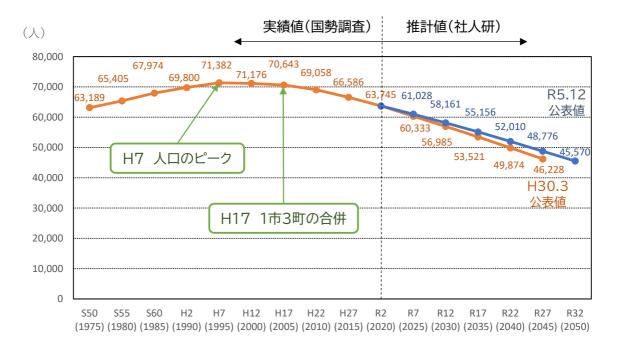
表 1-1(1-2) 市全体の人口の推移(国勢調査)

| - n                  | 昭和 50 年 | 平成     | 2年    | 平成      | 17年             | 平成     | 27年             | 令和      | 2年    |
|----------------------|---------|--------|-------|---------|-----------------|--------|-----------------|---------|-------|
| 区分                   | 実数      | 実数     | 増減率   | 実数      | 増減率             | 実数     | 増減率             | 実数      | 増減率   |
| 総数                   | 人       | 人      | %     | 人       | %               | 人      | %               | 人       | %     |
|                      | 63, 189 | 69,800 | 10.5  | 70,643  | 1.2             | 66,586 | $\triangle 5.7$ | 63,745  | △4.3  |
| 0歳~14歳               |         |        |       |         |                 |        |                 |         |       |
|                      | 14, 283 | 12,903 | △9.7  | 9,750   | △24.4           | 8,119  | △16.7           | 7,170   | △11.7 |
| 15 歳~64 歳            |         |        |       |         |                 |        |                 |         |       |
|                      | 42,537  | 46,535 | 9.4   | 45, 232 | $\triangle 2.8$ | 39,616 | △12 <b>.</b> 4  | 36, 134 | △8.8  |
| うち 15 歳~<br>29 歳 (a) |         |        |       |         |                 |        |                 |         |       |
|                      | 14, 440 | 12,797 | △11.4 | 11,368  | △11.2           | 9,130  | △19.7           | 8, 199  | △10.2 |
| 65 歳以上 (b)           |         |        |       |         |                 |        |                 |         |       |
|                      | 6,356   | 10,305 | 62.1  | 15,645  | 51.8            | 18,706 | 19.6            | 19,843  | 6.1   |
| (a)/総数               | %       | %      |       | %       | _               | %      | _               | %       | _     |
| 若年者比率                | 22.9    | 18.3   |       | 16.1    |                 | 13.7   |                 | 12.9    | _     |
| (b)/総数               | %       | %      |       | %       | _               | %      | _               | %       | _     |
| 高齢者比率                | 10.1    | 14.8   |       | 22.1    |                 | 28.1   |                 | 31.1    |       |

- ※ 総数には年齢不詳が含まれており、年齢区分ごとの合計数とは一致しない場合がある。
- ※ 若年者比率は、15歳から29歳までの人口を総数で除して得た数値
- ※ 高齢者比率は、65歳以上の人口を総数で除して得た数値

# 表1-1(2) 市全体の人口の見通し(国立社会保障・人口問題研究所)

# 総人口の推移



資料: \$50~R2 は国勢調査、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口」

# (3) 行財政の状況

# ア 行政の状況

平成17年7月の合併以降、「新市建設計画」及び「旭市総合計画」による「まちづくりの基礎固め」を行う一方で「第1次から第4次旭市行政改革アクションプラン」に基づき、定員適正化計画による人件費の削減、事務事業の見直しや公共施設の統廃合による経費の抑制、市税等の収納率向上といった行政改革に取り組んできました。

今後の行財政の状況は、公共施設の老朽化、人口減少・少子高齢化による社会保障費の 逼迫等により、一段と厳しくなることが予想されます。

現在は、市の最上位計画である「第3期旭市総合戦略」と連携し、①人と組織の育成戦略、②自立のための財政戦略、③資産マネジメント戦略、④進行管理マネジメントを4つの柱とした「第5次旭市行政改革アクションプラン」を策定し、効率的な行財政運営に努めています。

# イ 財政の状況

本市では、平成17年7月の合併以降、行財政改革の推進や職員の適正化などの取り組みにより、健全な財政状況が保たれています。

平成23年に発生した東日本大震災により津波や液状化等での甚大な被害を受けたことから復旧・復興に向けて様々な取り組みを行ってきました。今後は、安全・安心なまちづくりや産業の振興、人口減少対策等を積極的に推進していく中、高齢化等の進行による社会保障関係経費などの義務的経費の増加が見込まれます。こうした将来予想される厳しい財政状況下においても、市民サービスを低下させることのない、しなやかな財政構造を確立し財政基盤を強化することが重要となります。市政運営の根幹である市税等の自主財源の安定的な確保を図るとともに、経費の節減や事務の効率化により歳出の抑制に努める等、健全な財政運営を行っていく必要があります。

また、限りある財源を有効に活用するため、事業の必要性と効果を検証し、財政指標等を分析・活用しながら、効率的かつ効果的で持続可能な行財政運営を推進します。

表

| 表 1 - 2(1) 財政の状況【市全体 | 本】 普通会計      |              |              | (単位:千円)      |
|----------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 区分                   | 平成 22 年度     | 平成 27 年度     | 令和2年度        | 令和6年度        |
| 歳入総額 A               | 29, 174, 000 | 31, 431, 692 | 48,580,517   | 36, 271, 183 |
| 一般財源                 | 17, 382, 014 | 18,672,363   | 22, 271, 076 | 20, 105, 607 |
| 国庫支出金                | 2,985,652    | 3,035,574    | 11, 150, 258 | 4,634,159    |
| 県支出金                 | 1,421,189    | 1,525,314    | 2,582,757    | 1,919,062    |
| 地方債                  | 3,620,900    | 2,842,300    | 5,717,155    | 4,668,500    |
| うち過疎対策事業債            | 0            | 0            | 0            | 365, 100     |
| その他                  | 3, 764, 245  | 5, 356, 141  | 6,859,271    | 4,943,855    |
| 歳出総額 B               | 26, 554, 668 | 28,623,980   | 45, 576, 459 | 34, 845, 080 |
| 義務的経費                | 12, 344, 628 | 12, 596, 707 | 14, 359, 991 | 16,867,515   |
| 投資的経費                | 4,301,061    | 4, 458, 672  | 7,011,350    | 4, 424, 513  |
| うち普通建設事業             | 4, 288, 597  | 4, 458, 672  | 6,993,246    | 4, 424, 513  |
| その他                  | 9,908,979    | 11,568,601   | 24, 205, 118 | 13, 553, 052 |
| 歳入歳出差引額 C(A-B)       | 2,619,332    | 2,807,712    | 3,004,058    | 1,426,103    |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D        | 1, 295, 967  | 341,756      | 1,004,846    | 154,572      |
| 実質収支 C-D             | 1,323,365    | 2, 465, 956  | 1,999,212    | 1,271,531    |
|                      |              |              |              |              |
| 財政力指数                | 0.53         | 0.50         | 0.50         | 0.48         |
| 公債費負担比率              | 14.5%        | 12.9%        | 11.7%        | _            |
| 実質公債費比率              | 16.2%        | 9.0%         | 8.1%         | 9.8%         |
| 起債制限比率               | 10.2%        | 7.7%         | _            | _            |
| 経常収支比率               | 83.2%        | 84.3%        | 91.6%        | 94.7%        |
| 将来負担比率               | 116.5%       | 23.1%        | _            | _            |
| 地方債現在高               | 27, 272, 332 | 27, 874, 680 | 34, 705, 395 | 32, 827, 227 |

# ウ 施設整備水準

市道の改良率は令和6年度末で68.8%となっており、千葉県内の市町村平均の60.6%を上回っています。一方で舗装率は71.2%と、県内市町村平均の83.4%を下回っている状況であり、幅員が狭く、未舗装の部分が依然として残っています。

令和6年度末での水道普及率は90.5%と大部分の住民が水道による水の給水を受けることが可能となっていますが、全国普及率98.2%(R5年度末時点)や県内普及率95.8%(R5年度末時点)とは差が生じています。

水洗化率は 75.2%となっており、干潟地域など公共下水道施設や農業集落排水事業の区域外の地域においては、合併処理浄化槽の設置を進め、適正な汚水処理を行っています。

また、医療施設については、市内に千葉県北東部及び茨城県鹿行地域における基幹病院 である総合病院国保旭中央病院が立地するなど、良好な環境にあります。

なお、干潟地域には、2つの民間医療機関(内科及び整形外科)が立地しています。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況 【市全体】

| 区 分                | 平成 2    | 平成 12 | 平成 22  | 令和 2   | 令和 6   |
|--------------------|---------|-------|--------|--------|--------|
|                    | 年度末     | 年度末   | 年度末    | 年度末    | 年度末    |
| 市道                 |         |       |        |        |        |
| 改良率(%)             | 51.5    | 58.4  | 60.8   | 68.4   | 68.8   |
| 舗装率(%)             | 55.6    | 63.8  | 66.9   | 70.8   | 71.2   |
| 農道                 |         |       |        |        |        |
| 総延長(m)             | 148,878 | 2,331 | 12,072 | 2, 254 | 2, 254 |
| 耕地lha当たりの延長(m)     | 19.5    | 0.3   | 1.7    | 0.3    | 0.3    |
| 林道                 |         |       |        |        |        |
| 総延長(m)             | 23,960  | _     | _      | _      | _      |
| 林野 1 ha 当たりの延長 (m) | 16.2    | _     | _      | _      | _      |
| 水道普及率(%)           | 61.0    | 70.8  | 81.5   | 88.8   | 90.5   |
| 水洗化率(%)            | _       | _     | 59.1   | 69.4   | 75.2   |
| 人口千人当たりの病院、診療所の病   |         |       |        |        |        |
| 床数(床)              | 12.4    | 9.2   | 14.2   | 22.9   | 24.5   |

# (4)地域の持続的発展の基本方針

# 基本的方向

本市では、令和7年3月に本市のまちづくりの最上位の指針となる「第3期旭市総合戦略」を策定し、交流人口・関係人口にも注目した上で、人口減少対策と持続可能な社会基盤の構築を図るための各施策を推進しています。

また、旭市総合戦略と連携・補完させた取り組みとして、旭市総合戦略と同じ将来都市像を掲げ、合併した旧1市3町を圏域として捉えた「第3次旭市定住自立圏共生ビジョン」を策定し、各地域が相互に役割分担し、圏域全体の魅力を高めるための取り組みを推進しています。

今後は、本市における過疎対策についても、総合戦略に位置付ける次のまちづくりを重点として各施策に取り組んでいきます。また、干潟地域が非過疎地域となるために、国からの財政支援措置など過疎地域対策を最大限に活用することで、持続可能な地域社会の形成及び地域資源を活用した地域活力の更なる向上の実現に資する動きを加速させます。

# 「第3期旭市総合戦略に示す将来都市像]

みんなで創る未来 ず~っと大好きなまち旭 ~健康で心豊かな暮らし"ウェルビーイング"の向上~

# 「第3期旭市総合戦略におけるまちづくりの基本目標]

基本目標 1:魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり

基本目標 2:結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり 基本目標 3:ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集いつながるまちづくり 基本目標 4:将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり

# 「第2期旭市総合戦略に示すまちづくりの重点戦略]

重点プロジェクト1:旭ブランド創出プロジェクト

重点プロジェクト2:こども・子育て応援プロジェクト

重点プロジェクト3:つながる地域づくりプロジェクト

重点プロジェクト4:"健やかで幸せな"暮らしを守るプロジェクト

# (5) 地域の持続的発展のための基本目標

人口に関する目標 【市全体】

(人)

|            | 現状値(令和2年)    | 目標値(令和 12 年) |
|------------|--------------|--------------|
| 総人口        | 63, 788      | 60,000       |
| 人口の社会増減    | △21          | +            |
| (転入・転出数の差) | (令和 2~5 年平均) | 増加           |

# (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画は、「第3期旭市総合戦略(令和7年度~令和11年度)」に沿った計画であることから、達成状況の評価についても、総合戦略の手法に準じて総合的な評価を行います。

したがって、各分野の有識者等で構成する「旭市総合戦略推進委員会」の中で意見を伺

うものとします。

# (7) 計画期間

この計画の計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

# (8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、令和4年6月に改定した「旭市公共施設等総合管理計画」における公共施設等の管理に関する基本的な方針との整合を図りながら適切に実施します。

また、本計画に記載したすべての公共施設等の整備は、旭市公共施設等総合管理計画に適合します。

# ■3 大ビジョンと基本方針(旭市公共施設等総合管理計画)

# ア 質と量の最適化

# (ア) 最適配置の実現

- ・市の歴史や地域性、今後の人口分布の推移予測を考慮しながら地域拠点施設に配置すべき機能と規模を整理します。
- ・市域全域を対象とした中枢施設の機能と規模を整理します。
- ・地域区分や施設用途、施設規模の面から将来に向けた最適配置の実現に取り組みます。
- ・施設の管理水準を見直し、施設の役割や機能に応じた品質管理を目指し、提供する住民サービスの維持向上に努めます。

# (イ) 目標縮減率の達成

- ・将来的な維持更新費用の縮減及び平準化の視点を踏まえた施設量の目標縮減率を定め、 その達成に努めます。
- ・施設総量(延床面積)の概ね30年間で20%以上の縮減を目標とします。
- ・インフラ施設は、施設の新設・管理・更新に至るまでのトータルコストの削減に向けて、 具体的な施策の方向性を施設類型ごとに明確化します。

# イ 施設マネジメントの推進

- (7) 公共施設の有効活用を目指した人材及び外部組織の活用
  - ・施設所管部門はサービス提供の充実に注力し、計画的な大規模修繕や改修・設備更新等 は可能な限り専門組織(FM 専任部門・営繕部門・外部事業者)に役割を委ねます。
- (イ) 計画的な修繕・更新の推進
  - ・施設ごとに中長期的な活用の方向性を定め、検討の内容と時期に関する考え方を明確化 します。
  - ・計画的な修繕により、トータルコストの削減と適正な維持管理を実現します。
  - ・意思決定手続きの透明化を図り、開かれた公共施設マネジメントの達成を目指します。

# ウ 協働によるまちづくり

- (7) 市民参加の積極的な推進
  - ・維持管理の効率化と充実を図るため、市民参加の公共施設マネジメントを積極的に推進 します。
  - ・施設再編等を進める場合には、施設利用者と市民との情報共有を図るとともに、ワーク

ショップ等の手法を用いながら今後の整備の方向性の協議・調整を進めます。

・市民参加型の維持保全活動を促進し、市民と行政の協働による効率的な維持保全体制の 構築を検討します。

# (1) 公民連携手法の積極的な採用

- ・公的サービスの役割と意義を踏まえつつ、民間での実施が可能なサービスは民間に移譲 します。
- ・職員人件費の削減を図りつつ、民間市場や地域経済の活性化につながる公民連携の手法 を積極的に取り入れます。
- ・指定管理者制度等、民間事業者のノウハウを積極的に公共施設の維持管理に取り入れ、 民間の創意工夫を活用したサービスの向上を図ります。
- ・施設利用度の向上や広告収入等の増加など、歳入の確保に向けた各種取り組みの導入を 図ります。

# 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

# (1) 現況と問題点

# ア 移住・定住・地域間交流

本市の転入・転出数(社会増減)は、転出が転入を上回る転出超過となっていますが、周辺市と比較すると社会増減の差はやや小さい状況にあります。しかし、男女別・年齢階級別の人口移動では、市外への進学等に伴う転出者数に対して、特に若い世代の女性のUターン就職等に伴う転入者数は、一貫して転出超過の状態が続いています。

今後、少子高齢化に加え、若者・子育て世代の流出などにより、今後も人口減少の進行が 予測されることから、これまで以上に強力に各施策を推進していく必要があります。

また、ホストタウンであるザンビア共和国との交流をはじめ、ドイツ・デュッセルドルフ 市との卓球による国際スポーツ交流、姉妹都市である長野県茅野市及び沖縄県中城村との 相互交流などを通じた国内外の地域間交流を積極的に推進する必要があります。

# イ 人材育成

今後、様々な分野で活躍できる人材を育成するためには、市民が自ら学び、その学習成果 を地域の活性化や課題解決に生かす仕組みづくりと、地域のリーダーを担う意欲を持った 市民を増やす取組が必要となっています。

さらには、地域外から新しい視点を持った多様な人材を受け入れることや、地域間において継続的に交流を行うことにより、新たな地域の担い手を確保することが期待されています。

# (2) その対策

# ア 移住・定住・地域間交流

地域に対する市民の愛着を深めるとともに、市の魅力を全国に向けて発信し、交流人口、 関係人口の拡大を図り、市内外の人が魅力を感じて移住・定住するような環境づくりを進 めます。

また、国内外の友好都市や姉妹都市等との異文化交流や地域間交流を通じた郷土愛を育成する機会を提供していきます。

# イ 人材育成

学校教育以外にも様々な学習の場を設け、あらゆる年代の人が自ら学ぶ生涯学習活動の 支援を行います。

また、地域おこし協力隊制度の活用などにより都市地域からの人材を受け入れるととも に、任期終了後の地域への定着支援、地域づくりの担い手、推進役になる人材・団体等の確 保や育成を図ります。

# (3)事業計画(令和8年度~令和12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名       | 事業内容             | 事業  | 備考 |
|-----------|-----------|------------------|-----|----|
|           | (施設名)     |                  | 主体  |    |
| 1 移住・定住・  | (4)過疎地域持続 | 定住促進奨励金          | 市   |    |
| 地域間交流の促   | 的発展特別事業   | 干潟地域内に新たに住宅を取得   |     |    |
| 進、人材育成    | (移住・定住)   | した際に、150万円を上限に支援 |     |    |
|           |           | 金を支給します。         |     |    |
|           |           | 移住支援事業           | 市・県 |    |
|           |           | 東京23区に在住または通勤する  |     |    |
|           |           | 方が、本市に移住し、起業や就業  |     |    |
|           |           | 等を行う際に、交付金を支給しま  |     |    |
|           |           | す。               |     |    |
|           | (人材育成)    | 地域おこし協力隊活用事業     | 市   |    |
|           |           | 都市地域からの人材を受け入れ、  |     |    |
|           |           | 一定期間地域で生活してもらい、  |     |    |
|           |           | 地域協力活動を行いながら、地域  |     |    |
|           |           | への定住・定着を図ります。    |     |    |
|           |           | 市民まちづくり活動支援事業    | 市   |    |
|           |           | まちづくりの担い手としての市民  |     |    |
|           |           | 公益活動団体の育成を図るため、  |     |    |
|           |           | 市民の自主的で創意あふれる事   |     |    |
|           |           | 業を行う団体に対して補助金を   |     |    |
|           |           | 交付します。           |     |    |

# 3 産業の振興

# (1)現況と問題点

# ア農業

- (ア) 地域における人口減少や高齢化に伴い、農業の担い手や後継者など農業労働力不足が 進行し、地域農業の衰退が懸念されます。
- (4) 干潟地域では、稲作や露地野菜、施設園芸が盛んですが、その他にも養豚、肉用牛、 養鶏などの農場が多く存在していることから、地域社会や周辺環境に配慮した畜産経営 が必要となっています。
- (ウ) 過疎化、高齢化等による集落機能の低下により、農用地、水路、農道等の地域資源の 保全管理に対する農家の負担が増大しています。とりわけ人口減少が大きい干潟地域に おいては、地域農業経営の主体となる担い手農家のさらなる負担増が懸念されます。
- (エ) 農業を支える上で、生産基盤の整備は必要不可欠な事業であり、近隣市町と整備率を 比較しても比較的高い水準にあります。しかし、小区画で汎用化が進んでいない耕地も 残っています。
- (オ) 土地改良事業等の実施により整備した施設の管理は、複雑かつ高度な管理が必要となっています。
- (カ) 老朽化した農業用用排水路の維持管理や改修には、多額の事業費が発生します。
- (‡) 後継者不足や高齢化等による農業労働力の減少など、様々な要因から耕作されない農地が年々増加しており、適切に管理されない農地は荒廃し山林化・原野化が進んでいます。増加した荒廃農地の竹が周囲の農地を侵食したり、イノシシ被害を拡大させるなど営農環境を悪化させ、さらに荒廃農地を増加させるという悪循環が生じています。
- (ク) 狩猟者の減少、里山や農地の荒廃などから、一部の野生動物の生息数が増加しています。カラスをはじめ、ハクビシンやアライグマ、イノシシなど増えすぎた野生動物により 農作物が被害を受けています。

# イ 商工業

国道 126 号沿道に立地する大規模ショッピングセンターや多数のロードサイドショップを中心に商圏が形成されています。一方、干潟地域の商店街は人口減少とともに集客力が低下し、後継者不足も相まって空き店舗が目立ちます。

工業は、優良企業の誘致と既存工業の振興を推進し、地域経済の活性化と雇用の場の拡大に努めてきました。干潟地域のさくら台工業団地には、現在 6 社が立地していますが、すでに分譲は完了しており、新たな企業誘致は困難な状況です。

# ウ 起業の促進

雇用機会の拡充や就業の促進を図るため、新規事業に取り組む事業者や新たに創業する 事業者に対する支援が必要となっています。

# 工 情報通信産業

年々、情報通信産業の重要性が増しており、今後更に中心的な産業として発展していく

ことが予想されます。各産業との連携を図りながら、時代の流れに沿った情報通信産業を育成・発展させていく必要があります。

# オ 観光又はレクリエーション

干潟地域は、本市農業の基盤である田園地帯が広がり、また大原幽学記念館及び周辺の 遺跡史跡公園では、米作りをはじめとした農業体験会が開催されるなど、歴史・自然環境 を観光資源として活用する施策が展開されており、更なる活用で発展する要素を含んでい ます。

長熊釣堀センターは、長熊スポーツ公園内にへら鮒の専用釣り場として、溜池・管理棟・トイレ等で構成され、地域住民のみならず、余暇の活用と健康的な憩いの場として市外からも多くの方に利用されています。年間の利用者数は12,000人程度で、利用者の年齢層が高く、近年減少傾向にあります。

# (2) その対策

# ア農業

(7) 地域の担い手等に対して、生産力強化・規模拡大など経営発展に向けた生産施設等の整備を支援するとともに、農産物の加工や販路拡大等、経営の多角化による経営安定や所得向上を図る6次産業化等に向けた取り組みを支援し、地域農業の活性化を図ります。また、取り組み内容に応じた補助金の交付、制度資金の利子補給なども実施します。

後継者不足の解消を図るため、新規就農者の確保・育成に向けた激励会の開催や研修 費の助成、就農直後の経営確立等を支援する資金を交付し、経営の安定化とともに農業 への定着を図ります。

地場産業の振興を図るため、地域の農業者が農産物加工を体験し習得することで、6次産業化へのステップアップにつなげ所得向上や雇用確保を図ります。

- (イ) 畜産臭気など地域の自然や生活環境の保全に配慮した取り組みや畜産堆肥を有効に利用する取り組みに対して支援し、地域社会と調和した継続的かつ安定的な畜産経営を図ります。また、家畜伝染病の発生予防のため、牛・豚・鶏の検査や予防接種の費用を助成し、地域の家畜防疫を推進するとともに安定した経営を図ります。
- (ウ) 地域の共同活動に対して支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。担い 手農家の負担軽減により、規模拡大、農地集積の後押しをし、活動を通しての交流によ る地域の活性化を図ります。
- (エ) 農地利用集積等による担い手の育成を図るため、大規模ほ場整備を施工し、生産性の 向上を図ります。
- (オ) 農業用排水路は地域排水の機能を有していることから、適正な維持管理を行うための 費用の一部を負担金又は助成金として助成し、農家負担を軽減し農業経営の安定を図り ます。
- (カ) 老朽化した農業用用排水路の改修や施設の長寿命化に取組む団体へ補助金による支援 を行い、地元農業者への負担額を軽減し、農業経営の安定を図ります。
- (‡) 荒廃農地は解消して終わりではなく、その後も継続して維持管理されなければなりません。一般的に荒廃農地は営農以外に利用価値がなく、周囲も農地であるため、農業者による利用を促すのが最も有効な解消法だと考えられます。

(ク) 捕獲を行い生息数を減らす、農地への侵入を防ぐ電気柵等の設置を推進するなど、総合的に有害鳥獣被害防止の取り組みを行います。

# イ 商工業

企業の誘致及び発展を促進するため、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例を制定 し、一定の基準を満たしている事業者に対し奨励措置として、固定資産税の課税免除や緑 化事業に対する助成、さらに市民を正社員として雇用した場合の雇用奨励金を交付してい ます。

干潟地域においては、旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を制定し、既存企業の事業拡大の支援に加え、新規に創業する小規模の事業者を支援することで、 地域産業の持続的発展を目指しています。

# ウ 起業の促進

商工会などの関係機関と連携しながら、新規事業や創業を行う事業者に対して適切な支援を行い、安心して新しい事業等に取り組むことのできる環境を整備します。

# 工 情報通信産業

情報通信産業の振興に向けて、商工会と連携し、新たな事業展開を目指す事業者に対する支援を充実するとともに、利用のない施設や空き店舗等の紹介を行うことで、情報通信業が進出しやすい環境を整備します。

# オ 観光又はレクリエーション

地域にある国指定史跡と国指定重要文化財を都市住民との交流事業に活用することで、 観光資源や豊富な農水産物を知ってもらい市のイメージアップにつなげ、旭市のファン及 びサポーターの育成、加工品や農水産物等の売上向上を目指します。

田園地帯とそれを取り囲む丘陵による変化に富んだ地形を利用した、自然レクリエーション拠点としての戦略的な環境整備について検討を行います。

長熊釣堀センターは、施設全体の長寿命化により今後も運営を継続していきますが、管理棟については施設の詳細調査を実施し、建替えの可否を判断します。

# (3) 事業計画(令和8年度~令和12年度)

| 持続的発展施策区分事業名 |          | 事業内容             | 事業主体   | 備考 |
|--------------|----------|------------------|--------|----|
|              | (施設名)    |                  |        |    |
| 2 産業の振興      | (1)基盤整備  | 多面的機能発揮促進事業      | 市      |    |
|              | (農業)     | 農地、農業用施設等の資源を保全  |        |    |
|              |          | するため、農家、自治会、子ども会 |        |    |
|              |          | などの団体で構成する活動組織を  |        |    |
|              |          | 立ち上げ、長期にわたり農村資源の |        |    |
|              |          | 保全維持管理を行います。     |        |    |
|              |          | 土地改良施設等維持管理      | 市・県・土地 |    |
|              |          | 土地改良事業等で整備した施設の  | 改良区    |    |
|              |          | 適正な維持管理に対し助成を行い、 |        |    |
|              |          | 農業経営の安定を図ります。    |        |    |
|              |          | 農業水利施設改修事業       | 市      |    |
|              |          | 農業用用排水路施設の長寿命化や  |        |    |
|              |          | 改修への取組に対して支援します。 |        |    |
|              | (3)経営近代化 | 園芸生産強化支援事業       | 市      |    |
|              | 施設       | 生産力強化や規模拡大を目指す農  |        |    |
|              | (農業)     | 業者等に対し、安定生産や品質向  |        |    |
|              |          | 上を図るための生産施設や省力機  |        |    |
|              |          | 械等を支援します。        |        |    |
|              |          | 強い農業・担い手づくり総合支援交 | 市      |    |
|              |          | 付金               |        |    |
|              |          | 産地の収益力強化と担い手の経営  |        |    |
|              |          | 発展を図るため、農業用機械や施  |        |    |
|              |          | 設の導入経費を支援します。    |        |    |
|              |          | 産地生産基盤パワーアップ事業   | 市      |    |
|              |          | 国際競争力の強化、生産体制強化  |        |    |
|              |          | 等を目的として、地域の強みを活  |        |    |
|              |          | かしたイノベーション、スマート  |        |    |
|              |          | 農業、高収益化や園芸作物等の生  |        |    |
|              |          | 産基盤の強化を図る取組等を支援  |        |    |
|              |          | します。             |        |    |
|              |          | 畜産・酪農収益力強化整備等特別対 | 市      |    |
|              |          | 策事業              |        |    |
|              |          | 地域の畜産農家をはじめとする関  |        |    |
|              |          | 係者が連携して、地域全体の収益  |        |    |
|              |          | 力向上に向けた生産施設の整備   |        |    |
|              |          | 等、地域一体となった取組を支援  |        |    |
|              |          | し、地域の畜産の収益性向上及び  |        |    |

|               | 地域全体の活性化を図ります。   |   |
|---------------|------------------|---|
| <br>(4)地場産業の振 | 農産加工施設維持管理費      | 市 |
| 興             | 地域の農業者が農産物加工を習得  |   |
| (加工施設)        | することで、6次産業化へのステ  |   |
|               | ップアップにつなげ所得向上や雇  |   |
|               | 用確保を図ります。        |   |
| (9)観光又はレク     | 幽学の里で米づくり交流事業    | 市 |
| リエーション        | 大原幽学ゆかりの水田を活用し、米 |   |
|               | づくり体験を中心に都市住民等と  |   |
|               | 交流活動を実施することで、豊富な |   |
|               | 農水産物と観光資源のPRを図り  |   |
|               | ます。              |   |
|               | 観光施設管理費          | 市 |
|               | 長熊釣堀センターの運営管理及び  |   |
|               | スポーツ公園の維持管理を行いま  |   |
|               | す。               |   |
|               | 観光施設整備事業         | 市 |
|               | 施設案内板の設置や観光施設の整  |   |
|               | 備等を行います。         |   |
| (10)過疎地域持     | 新規就農総合支援事業       | 市 |
| 続的発展特別        | 新規就農者の確保と定着を図るた  |   |
| 事業            | め、新規就農者に対し各種資金等を |   |
| (第1次産業)       | 交付します。           |   |
|               | 水田農業構造改革推進事業     | 市 |
|               | 飼料用米などの転作作物の作付拡  |   |
|               | 大を図る農業者等に対し、取組内容 |   |
|               | に応じた経営安定対策補助金等を  |   |
|               | 交付します。           |   |
|               | 制度資金利子補給事業       | 市 |
|               | 施設整備や農業経営近代化の推   |   |
|               | 進、効率的・安定的な経営体の育成 |   |
|               | などを目的に融資される制度資金  |   |
|               | の借り入れに対して利子補給を行  |   |
|               | います。             |   |
|               | 水稲共同防除事業         | 市 |
|               | 農業経営の安定を図るため、水稲の |   |
|               | 安定生産及び品質向上を目的とし  |   |
|               | て、水稲病害虫の共同防除を行う事 |   |
|               | 業に要する経費を支援します。   |   |
|               |                  |   |
|               |                  |   |

|                 | 園芸用廃プラスチック適正化処理対                    | 市    |
|-----------------|-------------------------------------|------|
|                 | 策事業                                 |      |
|                 | 生産者が排出する園芸用廃プラス                     |      |
|                 | チックに対して、資源の有効活用                     |      |
|                 | や農村環境の保全、生産者の負担                     |      |
|                 | 軽減を目的に処理手数料を支援し                     |      |
|                 | ます。                                 |      |
|                 | 環境保全型農業直接支払交付金                      | 市    |
|                 | 化学肥料・化学合成農薬を原則 5                    |      |
|                 | 割以上低減する取組と合わせて行                     |      |
|                 | う、地球温暖化や生物多様性保全                     |      |
|                 | 等に効果の高い営農活動を支援し                     |      |
|                 | ます。                                 |      |
|                 | 農業経営多角化支援事業                         | 市    |
|                 | 農産物の加工や販路の拡大等、経                     |      |
|                 | 営の多角化による所得向上、経営安                    |      |
|                 | 定を図るための取組に必要な加工                     |      |
|                 | 機械・施設等の整備を支援します。                    |      |
|                 | 畜産環境フレッシュ事業                         | 市    |
|                 | 畜産由来の臭気を軽減させるため、                    |      |
|                 | 家畜排せつ物の消臭効果のある飼                     |      |
|                 | 料添加剤や臭気分散資材等の導入                     |      |
|                 | を支援します。                             |      |
|                 | 家畜防疫対策事業                            | 市    |
|                 | 家畜伝染病の発生及びまん延を未                     |      |
|                 | 然に防止するため、牛・豚・鶏の検                    |      |
|                 | 査や予防接種の費用を助成します。                    |      |
| <br>  (商工業・6 次産 |                                     | 市    |
| 業化)             | 農水産業者で組織する団体等に対                     | 111  |
|                 | し、6次産業化に向けた商品開発や                    |      |
|                 | 生産施設等の整備、販売促進のため                    |      |
|                 | 全産施設等の登備、販売促進のため<br>のPR活動などにかかる経費を支 |      |
|                 |                                     |      |
|                 | 援します。                               | <br> |
|                 | 食料産業・6次産業化交付金事業                     | 市    |
|                 | 農業者等による6次産業化の取組                     |      |
|                 | や加工・販売施設の整備、及び食品                    |      |
|                 | 製造事業者等による輸出向け                       |      |
|                 | HACCP 等に対応する施設等の整備                  |      |
|                 | を支援します。                             |      |

|         | 創業支援事業<br>市と商工会が連携し、市内における<br>創業希望者の掘り起こしから創業<br>後まで長期的な支援を行います。 | 市 |  |
|---------|--|---|--|
| (11)その他 | 耕作放棄地再生事業  | 市 |  |
|         | 営農のために、荒廃した農地を再生   |   |  |
|         | することに対して支援します。   |   |  |
|         | 飼料生産拡大整備支援事業   | 市 |  |
|         | 耕作放棄地を借り受けて一定面積  |   |  |
|         | 以上を再生利用し、自給飼料を増  |   |  |
|         | 産する取組で、その生産に必要な機   |   |  |
|         | 械等の整備を支援します。   |   |  |
|         | 有害鳥獣駆除事業   | 市 |  |
|         | 鳥獣による水稲、野菜等の農作物被   |   |  |
|         | 害防止のため、有害鳥獣を駆除しま   |   |  |
|         | す。   |   |  |

# (4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種         | 計画期間             | 備考 |
|----------|------------|------------------|----|
| 干潟地域全域   | 製造業、情報サービス | 令和8年4月1日~        |    |
|          | 業等、農林水産物等販 | 令和 13 年 3 月 31 日 |    |
|          | 売業、旅館業     |                  |    |

# イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容 上記(2)及び(3)のとおり

# ウ 産業振興施策の連携

産業振興施策を推進するにあたっては、千葉県や周辺市町村、民間事業者などとの連携 に努めます。

# 4 地域におけるDXの推進

# (1)現況と問題点

市民が必要な情報をより得やすい環境の整備を進めるため、防災行政用無線のデジタル化や、市ホームページやメールでの配信等、伝達手段の多様化を図ってきました。また、聞こえにくい世帯への戸別受信機の貸与、受信不良時の外部アンテナ設置等、様々な対応を行っているところです。

近年、情報伝達手段も多様化しており、より効果的な媒体を活用し、わかりやすく、確実に伝達できる方法が求められています。また、防災情報などに限らず、今後はデジタル技術を活用し、市政全般について的確に伝える方法や手段について検討していく必要があります。

# (2) その対策

自治体DXに係る取組への対応をはじめ、市民サービスや暮らしの向上を図るため、被 災者支援システムの更新など、デジタル技術を活用した新たな情報関連技術の導入を進め ます。

# (3) 事業計画(令和8年度~令和12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名        | 事業内容           | 事業 | 備考 |
|-----------|------------|----------------|----|----|
|           | (施設名)      |                | 主体 |    |
| 3 地域における  | (2) 過疎地域持続 | (新)被災者支援システム整備 | 市  |    |
| DXの推進     | 的発展特別事業    | 災害時の罹災証明や要援護者シ |    |    |
|           | (デジタル技術    | ステムなどの充実を図ります。 |    |    |
|           | 活用)        | (新)自治体DX推進事業   | 市  |    |
|           |            | 民間企業を含む様々なDXに係 |    |    |
|           |            | る取組を精査し、新たな仕組み |    |    |
|           |            | の導入を進めます。      |    |    |

# 5 交通施設の整備、交通手段の確保

# (1) 現況と問題点

# ア道路

干潟地域の主要な道路である、南堀之内バイパスが令和8年開通予定であり、大規模自然災害時における経済活動、食料の安定供給、必要最低限の生活・経済活動を維持するため、首都圏と当地域を結ぶ道路ネットワークを強化する必要があります。

その他の道路については、一般的な専用住宅における接道要件がなかったため、市道の 認定要件に合わない狭隘道路の比率が高く、舗装及び改良などの整備率が上がらない要因 となっています。

また、道路用地及び民有地などの崖地も多数存在していることから、最近の集中豪雨により崩壊箇所の増加が懸念される状況です。

# イ 公共交通

干潟地域においては、コミュニティバス(干潟ルート)、デマンド交通(干潟・旭北地区)、 路線バス(府馬線)が運行されています。

コミュニティバスにおいては、利用者が減少傾向にあり、その運営は非常に厳しい状況 となっています。

路線バスについても、利用者の減少による赤字額の拡大により、市の財政負担なしでは 路線を維持できない状況となっています。

デマンド交通においては、運賃収入だけでの事業維持は難しく、市の財政負担が生じています。

# (2) その対策

# ア道路

南堀之内バイパスは、主要地方道大栄・栗源・干潟線から主要地方道多古・笹本線及び 東総広域農道を経由し、国道 126 号までを直結する重要な路線です。本路線の開通により、 緊急輸送道路である東関東自動車道~国道 51 号線~主要地方道大栄・栗源・干潟線と市内 を結ぶアクセス網を形成し、市内(干潟地域)から東関東自動車道までを接続する広域的 な道路網を強化することで、首都圏へのアクセス多様化を図ります。

# イ 公共交通

公共交通利用者の利便性向上を図り、利用の促進に取り組むとともに、地域公共交通網 の再編などを検討し、維持確保に努めます。

# (3) 事業計画(令和8年度~令和12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名          | 事業内容                                 | 事業 | 備考 |
|-----------|--------------|--------------------------------------|----|----|
|           | (施設名)        |                                      | 主体 |    |
| 4 交通施設の   | (1)市道        | (新)道路改良工事                            | 市  |    |
| 整備、交通手段   | (道路)         | 1-023, 1-024, 1-031, 1-061, 2-037,   |    |    |
| の確保       |              | 2-088, 2-089, H-1098, H-1147,        |    |    |
|           |              | H-1195, H-2001, H-2030, H-2080,      |    |    |
|           |              | H-2084, H-2086, H-2093, H-2096,      |    |    |
|           |              | H-2101, H-2109, H-2114, H-3042,      |    |    |
|           |              | Н-3048, Н-3052, Н-3057, Н-3082,      |    |    |
|           |              | Н-3095,                              |    |    |
|           |              | 計 26 路線                              |    |    |
|           |              | 道路附属物修繕事業                            | 市  |    |
|           |              | 独立式標識更新、独立柱照明補修、灯                    |    |    |
|           |              | 具更新                                  |    |    |
|           |              | 法面擁壁修繕事業                             | 市  |    |
|           |              | 道路法面対策及び工事                           |    |    |
|           |              | 1-023, 1-024, 1-025, 2-031, 2-032,   |    |    |
|           |              | 2-035, 2-036, 2-037, 2-038, H-2064   |    |    |
|           |              | 計 10 路線                              |    |    |
|           |              | 道路維持補修事業                             | 市  |    |
|           |              | 道路維持補修工事                             |    |    |
|           |              | 1-062, 1-031, 1-061, 1-023, 1-022,   |    |    |
|           |              | H-1033, H-1035, 1-032, 1-024,        |    |    |
|           |              | H-1098, 2-088, H-1071, 1-021,        |    |    |
|           |              | 2-032, H-2050, 1-033, H-1153, H-3036 |    |    |
|           |              | 計 18 路線                              |    |    |
|           | <br>  (橋りょう) | 橋梁長寿命化修繕事業                           | 市  |    |
|           |              | 橋梁修繕設計及び工事                           |    |    |
|           |              | 于-002、于-004、于-005、于-006、于            |    |    |
|           |              | -008、千-010、千-014、千-015、千-            |    |    |
|           |              | 017、                                 |    |    |
|           |              | 于-028、于-038、于-042、于-043、于            |    |    |
|           |              | -044、干-045、干-046、干-050、干-            |    |    |
|           |              | 051、干-054、干-055、干-056、干-059、         |    |    |
|           |              | 于-064、于-067、于-068、于-070、于            |    |    |
|           |              | -073、于-077、于-078、于-083、于-            |    |    |
|           |              | 088、干-094、干-099 計 37 橋               |    |    |

| (その他)     | (新)排水路整備事業<br>水路改修設計及び工事<br>H-3046,H-3058,H-3078,1-021 (亀城<br>溜池),H-2050,主要地方道佐原椿海<br>線(鏑木川),H-1100付近(萬力地区<br>内水路) | 市 |  |
|-----------|--|---|--|
| (6)自動車等   | コミュニティバス等運行事業  |   |  |
| (自動車)     | コミュニティバスを運行し高齢者等   |   |  |
|           | の交通弱者といわれる方々の交通手   | 市 |  |
|           | 段を確保し、市民の積極的な社会参加  |   |  |
|           | 及び、公共交通の充実を図ります。   |   |  |
|           | バス車両の更新  |   |  |
| (9)過疎地域持続 | <br>  コミュニティバス等運行事業  | 市 |  |
| 的発展特別事    | コミュニティバスを運行し高齢者等   |   |  |
| 業         | の交通弱者といわれる方々の交通手   |   |  |
| (公共交通)    | 段を確保し、市民の積極的な社会参加  |   |  |
|           | 及び、公共交通の充実を図ります。   |   |  |
|           | 地域公共交通網の再編などの検討  |   |  |
|           | バス路線維持対策事業   | 市 |  |
|           | 京成バス千葉イースト(株)が運行す  |   |  |
|           | るバス路線(府馬線)の運行費用を助  |   |  |
|           | 成します。  |   |  |
|           | デマンド交通運行事業   | 市 |  |
|           | デマンド交通(乗合タクシー)を運行  |   |  |
|           | し、市内公共交通を補完する交通シス<br>テムとして、交通空白地域やバス停ま   |   |  |
|           | で歩くことが難しい高齢者等の移動   |   |  |
|           |  | 1 |  |

# 6 生活環境の整備

# (1) 現況と問題点

# ア 上水道

干潟地域の上水道普及率は、令和6年度末現在90.8%で微増の傾向ですが、人口減少に 伴い給水人口は減少しています。

創設・施設整備から老朽化が進み配水管や施設の計画的な更新体制の整備が必要です。 干潟配水場は配水池が 1 池とメンテナンスが困難な状況で、計画一日最大給水量に対す る有効容量も不足しています。

基幹管路・施設の耐震化を計画的に行うことで、災害に強い安定した施設整備を行っていくことが課題です。

# イ 汚水処理

干潟地域は、干潟八万石の穀倉地帯を流れる新川や水道水源となる黒部川の上流地域となっているため、生活排水を浄化し河川の水質を保全していく必要があります。

# ウ 廃棄物処理施設

旭市グリーンパーク(一般廃棄物最終処分場)は、定期点検に基づき適切な維持管理に 努めていますが、近年、経年劣化による機械類の修繕や交換が増加しています。

### エ消防

常備消防の高規格救急自動車は、配備後 12 年を目安に更新整備しています。干潟分署配備の水槽付き消防ポンプ自動車は平成 28 年に更新配備され、令和 10 年に 12 年が経過し、車両及び資器材の性能の低下が懸念されます。

干潟地域は他地域に比べ、消防水利の基準に該当した防火水槽(40 ㎡以上)が少ない状況です。地震等の大規模災害発生時、消火栓が使用不能となった場合、多発拡大する火災に対して消火活動が困難になることが懸念されます。

# 才 公営住宅

干潟地域の公営住宅は、市営住宅として萬歳住宅と鏑木住宅の 2 か所です。両施設とも 平成に入ってから建築された木造住宅であり入居希望者が多い状況です。

萬歳住宅は、外壁や屋根が傷んでいましたが、令和3年度に大規模な改修を実施しています。

鏑木住宅については、平成22年度に外壁、屋根等を塗装済みのため、経過は良好ですが、 経年劣化により他の部分の傷みがでてきています。

# カ 防災・防犯

(7) 本市では、計画の実効性を高めるため、各種計画等の指針となる「旭市国土強靭化地域計画」及び、防災対策の基本指針となる「旭市地域防災計画」を定期的に見直し、防災体制の強化に努めるとともに、自主防災組織の育成や災害時要援護者対策により、地域

防災力の強化を図っています。

- (4) 干潟地域は、これまで建築基準法の接道規定等の適用対象外となっていたことから、 旧来の集落では道幅の狭い道路がそのまま残り、防災面や住環境面で課題を抱えていま す。
- (ウ) 木造住宅の耐震化を促進するため、耐震化補助金制度を実施し、費用負担の軽減を図っているところですが、毎年1件程度の申し込みとなっています。また、無料の住宅相談会では数件の申し込みがありますが、改修費用が高額なため、建て替えと比較し検討した結果、改修に至らない方が多く見受けられます。
- (エ) 登下校時にこどもが事件・事故に巻き込まれることが社会問題となっており、市でも 防犯指導員による啓発、防犯パトロールの実施、防犯カメラや防犯灯の設置等を行って きたところです。防犯カメラについては、近年、防犯カメラの映像が捜査に使用される機 会が多いことから、市街地の公園や往来の多い道路を中心に設置しており、今後も犯罪 等の未然防止や早期解決に資するため、設置を進めていく必要があります。

# (2) その対策

# ア 上水道

一般(個人)住宅を対象に、配水管整備(布設)費用について補助し、水道普及の向上を 図ります。

旭市水道事業ビジョン・旭市水道施設耐震化計画に基づき事業を実施します。

- ・老朽化施設の計画的な更新
- ・基幹管路の耐震化・更新
- ・配水池増設によるメンテナンスとバックアップ機能の充実

# イ 汚水処理

単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換による汚水処理の改善を図るため、合併処理浄化槽の設置工事等を助成する国・県の補助制度を活用し、普及拡大を図ります。

# ウ 廃棄物処理施設

最終処分場における適切な水処理体制を確保するため、経年劣化が著しい機械類の更新・ 清掃等を推進します。

# エ消防

常備消防車両の長期使用は、能力の低下及び修理が困難になるなど、消防活動の支障となり、消防力の低下につながることから、計画的に更新を行います。

消防団車両更新計画に基づき、老朽化により性能低下した車両の更新を図り、高性能車両を配備することで、地域住民の災害に対する不安の解消及び防火・防災体制の強化を図ります。なお、多台数の同時更新は、次更新の際に予算的に問題があることから、年1台の更新とします。

消防水利不足地域の解消を図るため、耐震性貯水槽の整備を進めます。

# 才 公営住宅

建物老朽化の低減を図り、入居者が安心して住める住宅とするため、今後も旭市営住宅 長寿命化計画に基づき、計画的な改修及び定期的な維持補修を実施していきます。

# カ 防災・防犯

- (ア) 今後も防災体制の強化に努めるとともに、津波・土砂災害ハザードマップの理解促進 と危険区域における災害リスクの再認識を促進し、自主的な早期避難が実行できるよう 平時からの防災意識の高揚を図ります。また、自主防災組織への支援を行い、地域防災 力の向上を図ります。
- (4) 都市計画区域見直しにおいて、安心安全なまちづくりが進められるよう、区域の範囲や用途地域の指定を検討する必要があります。
- (ウ) 耐震化補助制度は、診断〜設計〜改修の補助ルートに従った形で改修工事を行う必要があり、補助金の利用が芳しくない状況ですが、他の補助制度を利用することで耐震化が図られている例もあります。今後は、耐震改修促進計画の目標値達成へ向けて他の住宅関連補助制度と併せ、幅の広い住宅施策に係る相談対応の中で、耐震診断や耐震改修の必要性や補助金制度について、ホームページや広報等で継続的に周知、啓発を行っていきます。
- (エ) 防犯カメラの設置について、警察等関係機関と協議を行い、積極的に整備を進めます。 併せて、各地区とも協議を行い、防犯灯の設置も進めます。

# (3) 事業計画(令和8年度~令和12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名       | 事業内容            | 事業 | 備考 |
|-----------|-----------|-----------------|----|----|
|           | (施設名)     |                 | 主体 |    |
| 5 生活環境の   | (1)水道施設   | 配水管布設費用補助事業     | 市  |    |
| 整備        | (上水道)     | 一般(個人)住宅への給水を目的 |    |    |
|           |           | とした配水管布設工事費の材料  |    |    |
|           |           | 費相当額を補助し、負担軽減及  |    |    |
|           |           | び水道普及の向上を図ります。  |    |    |
|           |           |                 |    |    |
|           | (2)下水処理施設 | 合併処理浄化槽設置促進事業   | 市  |    |
|           | (その他)     | 生活排水による公共用水域の水  |    |    |
|           |           | 質汚濁を防止するため、合併処  |    |    |
|           |           | 理浄化槽を設置する者に対し予  |    |    |
|           |           | 算の範囲内において補助金を交  |    |    |
|           |           | 付します。           |    |    |
|           |           |                 |    |    |
|           |           |                 |    |    |
|           |           |                 |    |    |

|   |            |                  | T |  |
|---|------------|------------------|---|--|
|   | (3)廃棄物処理施設 | (新) グリーンパーク水処理施設 | 市 |  |
|   | (その他)      | 補修工事             |   |  |
|   |            | 流量調整ポンプ等の機械類交    |   |  |
|   |            | 換、清掃作業等          |   |  |
|   | (5)消防施設    | 消防車両整備事業(常備消防)   | 市 |  |
|   |            | 干潟分署配備の高規格救急自動   |   |  |
|   |            | 車1台の更新整備。        |   |  |
|   |            | 消防車両整備事業(非常備消防)  | 市 |  |
|   |            | 小型動力ポンプ積載車の更新整   |   |  |
|   |            | 備。               |   |  |
|   |            | 消防施設整備事業         | 市 |  |
|   |            | 干潟地域に耐震性貯水槽設置。   |   |  |
|   | (6)公営住宅    | 市営住宅改修事業         | 市 |  |
|   |            | 市営住宅改修工事         |   |  |
|   |            | 建物老朽化の低減を図り、入居   |   |  |
|   |            | 者が安心して住める住宅とする   |   |  |
|   |            | ため、旭市営住宅長寿命化計画   |   |  |
|   |            | に基づき、計画的な市営住宅の   |   |  |
|   |            | 改修及び定期的な維持補修を実   |   |  |
|   |            | 施します。            |   |  |
|   | (7)過疎地域持続的 | 住宅・建築物耐震化促進事業    | 市 |  |
|   | 発展特別事業     | 木造住宅耐震診断費補助金     |   |  |
|   | (防災・防犯)    | 木造住宅耐震改修費補助金     |   |  |
|   |            | 木造住宅の所有者に対し、耐震   |   |  |
|   |            | 診断に要する費用及び耐震改修   |   |  |
|   |            | に要する費用について補助しま   |   |  |
|   |            | す。               |   |  |
|   |            | 住宅・建築物耐震化促進事業    | 市 |  |
|   |            | 危険ブロック塀等撤去補助金    |   |  |
|   |            | 自己が所有する危険ブロック塀   |   |  |
|   |            | 等の一部又は全部の撤去に要す   |   |  |
|   |            | る費用について補助します。    |   |  |
|   |            | 住宅リフォーム補助事業      | 市 |  |
|   |            | 住宅リフォーム補助金       |   |  |
|   |            | 市民の居住環境の向上を図ると   |   |  |
|   |            | ともに、地域経済対策として市   |   |  |
|   |            | 内産業の活性化を促すため、住   |   |  |
|   |            | 宅の所有者が行うリフォームエ   |   |  |
|   |            | 事に要する費用について補助し   |   |  |
|   |            | ます。              |   |  |
| L |            |                  | 1 |  |

|            | 防犯カメラ設置                 | 市    |  |
|------------|-------------------------|------|--|
|            | 防犯灯設置(10年リース)           | 市    |  |
|            | 夜間における犯罪や交通事故等          | 1,12 |  |
|            | の発生を防止し、市民生活の安          |      |  |
|            | 全を確保するため、防犯灯を設置します。     |      |  |
| (0) 7 0/14 | 置します。                   | +    |  |
| (8)その他     | (新)溜池改修事業<br>太田溜池土留改修工事 | 市    |  |

# 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

# (1) 現況と問題点

# ア 児童福祉

干潟地域には、古城保育所とまんざい保育所の 2 か所の公立保育所があり、市が直接運営しています。

両施設とも平成17年の1市3町の合併前に建築された園舎です。古城保育所の耐用期限は令和16年までありますが、当該地域が平成25年度に千葉県より「土砂災害警戒区域」に指定されたため、災害が発生する可能性が予見される時には、早期に警戒避難体制を取って運営しています。まんざい保育所は、令和9年に耐用期限を迎えます。

また、両施設における定員充足率は、年々減少傾向にあり、施設再編による効率的な保育サービスの提供が課題となっています。

私立保育園については、干潟町中央保育園の1施設のみです。出産や育児にかかる家庭 や親の負担を軽減し、地域住民が安心して働き、結婚・出産・子育てができる環境整備とし て、当該地域で子ども・子育て支援事業(延長保育事業・一時預かり事業・地域子育て支援 拠点事業)を実施している同保育園へ補助金を交付しています。

放課後児童クラブについては、小学校施設の一部を活用する形で萬歳児童クラブ及び古城児童クラブを設置しています。また、中和児童クラブについては、中和小学校に近接したひかた市民センター内に設置しています。干潟地域小学校の統合にあたっては、利用児童の増加とともに、施設スペースの拡充が課題となります。また、クラブの整備に応じた、児童の安全な移動手段の確保が課題となってきます。

# イ 高齢者福祉

高齢化の進展に伴い認知症高齢者や単身高齢者世帯が増加している中、複雑化する家族 関係や社会状況の変化等により増大する相談に対応する窓口の充実や、地域での見守りや 声掛け、ケア体制の構築、介護予防や認知症予防の推進、官民連携あるいは民間主導によ る各種支援の充実などの取組が必要となっています。また、在宅での生活を継続できるよ う、地域包括ケアシステムの一環として、在宅支援のための各種取組を推進するとととも に、介護サービスの現場を支えるため、若い年代からの介護人材の確保・育成に向けた対策 を長期的に継続していく必要があります。

# ウ 障がい者福祉

近年、障がい者自身や家族の高齢化、さらには障がいの重度・重複化が進むほか、発達障がいや高次脳機能障がいにみられるように、従来の障がいという概念で捉えていた以上にその内容・範囲が拡大しています。

障がい者が今後も住み慣れた地域で自立し、安心していきいきと暮らすためには、施設整備だけではなく、障がいのある人も地域社会の一員として受け入れられる風土を醸成することや相談支援体制の強化、在宅サービスの充実が重要となっています。

就労・雇用機会の拡大を図るとともに、まちづくりへの参加を促進する等、障がい者の社会参加を進めることが求められています。

# エ 健康づくり

本市では、人口の高齢化や生活習慣の変化に伴い、がん、心臓病、脳卒中等の生活習慣病が増加しています。このため、令和7年3月に策定した「第2次旭市健康増進計画」に基づき各種健康づくり対策を総合的に推進しています。健康づくり施策を効果的に実施していくためには、市民一人ひとりが、健康の重要性を認識し、健康に対する正しい知識に基づいて、心身の健康づくりを生涯にわたって実践、継続していくとともに、地域、行政、学校等による個人の健康を支援する環境づくりが必要です。

### オ その他の福祉

少子高齢化や核家族化の一層の進行や、ひとり親や一人暮らし世帯の増加が見られると ともに、人々の価値観、生活習慣の多様化により、伝統的な家庭や地域の相互扶助機能が 低下しています。さらに、地域住民相互の社会的なつながりも薄くなるなど地域における 生活や福祉を取り巻く環境が変化しています。

今後、福祉を取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズは拡大・多様化すること から、こうした状況に一層適切に対応し、市民が安心して生活することができる地域づく りをしていくために、これまでの公的サービスだけではなく、地域で互いに支え合い助け合って、福祉を充実させることが必要となっています。

また、少子高齢化・人口減少の進行による若年者数の減少や社会経済情勢の変化などの 理由から、未婚化・晩婚化が進んでいる中、結婚を希望する男女に、出会う場面を増やし、 後継者の結婚の可能性を少しでも拡げていくことが課題となっています。

# (2) その対策

# ア 児童福祉

公立保育所については、「土砂災害警戒区域」内設置施設、老朽化施設等での再編(統廃 合)を伴う施設整備を実施し、安心・安全な保育実現を目指します。

現在、2施設の設置個所は、干潟地域の東端と西端に位置していることから、利用者の利便性を考慮し、統合施設は、地域の中間を目安に配置する等の検討が求められています。

旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画に基づき、令和 12 年を目安に統合施設 1 か所を設置し、以降速やかに現園舎 2 施設を解体撤去します。

私立保育園については、子ども・子育て支援事業を円滑に実施するため、私立保育園への補助金交付を継続します。

放課後児童クラブについては、干潟地域小学校の統合に合わせて、地域の子育て世帯の要望を考慮しながら、クラブ施設の改修や新設など最適な再整備の検討を行います。また、学校からクラブへの移動手段については、安全確保の観点から、保護者のニーズに応じて小学校のスクールバスの活用を予定してます。

# イ 高齢者福祉

旭市基幹型地域包括支援センターと、委託型の中央、東部、北部地域包括支援センターの多職種連携により、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスを切れ目なく提供するための地域包括ケアシステムを充実させていきます。

高齢者に対する介護予防の普及啓発及び介護予防サポーターの養成と育成を引き続き行い、身近な地域での介護予防体操「あさピー☆きらり体操」を実施する「通いの場」の立ち上げを支援するとともに、「通いの場」が地域住民の支えあいの場となるように啓蒙活動を行います。

認知症高齢者等、見守り支援が必要な高齢者について、小学校区単位の地域会議や市全域の会議を開催し、生活支援コーディネーターと協働して、地域での生活支援見守り体制を構築していきます。

また、在宅サービスに対するニーズの把握に努め、民間事業者の参入促進を図るととも に、地域に不足している介護サービス事業所に就労する若者を確保するべく、研修費用の 助成や、学生を対象とした就業支援等を総合的に実施します。

# ウ 障がい者福祉

令和4年3月に策定した「第4次旭市障害者計画」に基づき「ともに生きるまち、あさひ」を基本理念に「障害のある人や社会的な援助を必要とする人々を特別視するのではなく、一般社会で安心して生活できる条件を整える等、あらゆる人が共に暮らしていける社会づくり」に取り組んでいます。また、令和6年3月に「第7期旭市障がい福祉計画・第3期旭市障がい児福祉計画(令和6年度~8年度)」において障がい福祉サービス等の数値目標と見込量を定めています。令和8年度には「第5次旭市障害者計画(令和9年度~14年度予定)」の策定を行います。今後も引き続き、計画に基づく各種施策を展開していきます。

# エ 健康づくり

生活習慣病の発症予防と重症化を防ぐために、主要な死亡要因であるがんと循環器疾患 (心疾患と脳血管疾患等)に加え、重大な合併症を引き起こす恐れのある糖尿病等の発症 予防や重症化予防に重点を置いた対策を推進します。また、親と子のこころと体の健康づ くり対策として、妊娠期から少年期まで、各ライフステージに応じた切れ目のない支援の 充実を図ります。

# オ その他の福祉

令和4年3月に策定した「第4次旭市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき「地域で支え合い誰もが生きがいを持てるまちづくり」を基本理念に、個人や地域で暮らす人々、様々な組織、そして行政の連携による一体的な展開の実現に向けて取り組んでいます。また、令和8年度には、「第5次旭市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定を行います。今後も引き続き、計画に基づき住民参加による地域福祉を推進していきます。

また、関係団体との連携を図りながら、結婚を希望する男女の出会う場を増やし、様々な婚活イベントを開催することで、結婚に向けた意識を醸成するとともに、結婚の増加に努めます。

# (3) 事業計画(令和8年度~令和12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名       | 事業内容             | 事業 | 備考 |
|-----------|-----------|------------------|----|----|
|           | (施設名)     |                  | 主体 |    |
| 6 子育て環境の  | (1)児童福祉施設 | 統合教育保育施設の設置(※)   | 市  |    |
| 確保、高齢者等   | (保育所)     | ・保護者、住民説明        |    |    |
| の保健及び福祉   |           | ・施設設置場所の選定       |    |    |
| の向上及び増進   |           | ・建設用地取得          |    |    |
|           |           | ・地質調査、基本設計、実施設計  |    |    |
|           |           | ・新園舎、園庭(遊具設置)、駐車 |    |    |
|           |           | 場等整備             |    |    |
|           |           | ・旧園舎(2か所)の解体撤去   |    |    |
|           |           | 地域子ども・子育て支援事業費補  | 市  |    |
|           |           | 助金(交付対象:干潟町中央保育  |    |    |
|           |           | 園)               |    |    |
|           |           | ・延長保育事業          |    |    |
|           |           | ・一時預かり事業         |    |    |
|           |           | ・地域子育て支援拠点事業     |    |    |
|           | (8)過疎地域持続 | 介護人材確保対策事業       | 市  |    |
|           | 的発展特別事業   | 地域に不足している介護サービ   |    |    |
|           | (高齢者・障害者  | ス事業所に就労する若者を確保   |    |    |
|           | 福祉)       | するべく、研修費用の助成、学   |    |    |
|           |           | 生を対象とした介護現役職員と   |    |    |
|           |           | の意見交換・交流・就業支援助   |    |    |
|           |           | 成等を総合的に実施します。    |    |    |
|           | (9)その他    | 放課後児童健全育成事業(※)   | 市  |    |
|           |           | 放課後児童クラブ施設新設事業   |    |    |
|           |           | 放課後児童クラブ施設改修事業   |    |    |
|           |           | 出会いの場創出事業        | 市  |    |
|           |           | 後継者の結婚対策等を促進する   |    |    |
|           |           | ため、様々な婚活イベントを開   |    |    |
|           |           | 催し、出会いの場を提供できる   |    |    |
|           |           | よう支援を行うとともに、関係   |    |    |
|           |           | 団体等との連携を図ります。    |    |    |
|           |           | トーマは、東晋中内・コトジ リュ | ・  |    |

<sup>※</sup>保育所再編又は学校再編の進捗状況によっては、事業内容、スケジュールが変更になります。

## 8 医療の確保

### (1)現況と問題点

干潟地域には2つの民間医療機関(内科及び整形外科)があり、住民に最も身近な医療機関として、地域に密着した医療を行っています。一方で、より高度な医療や救急医療については、本市には総合病院国保旭中央病院があり、市域全体の医療体制としては医療水準が高く恵まれた環境にあります。

これらの環境を持続的に発展させていくため、地域の医療機関と旭中央病院との連携強化に努めるとともに、医療機関の機能低下や高齢化の進展に伴う医療需要の増大に対応するため、看護師の安定的な確保を図る必要があります。

## (2) その対策

地域全体の医療体制を維持していくため、継続した看護師の確保に取り組みます。

## (3) 事業計画(令和8年度~令和12年度)

| 持続的発展施策区分 |       | 事業名       | 事業内容           | 事業 | 備考 |
|-----------|-------|-----------|----------------|----|----|
|           |       | (施設名)     |                | 主体 |    |
| 7         | 医療の確保 | (3)過疎地域持続 | 看護学生入学支度金貸付事業  | 市  |    |
|           |       | 的発展特別事業   | 将来、看護師として市内の医療 |    |    |
|           |       | (その他)     | 機関において看護業務に従事し |    |    |
|           |       |           | ようとする看護学生に、養成施 |    |    |
|           |       |           | 設(4年生大学)への入学に必 |    |    |
|           |       |           | 要な資金の一部を貸し付けるこ |    |    |
|           |       |           | とで、看護師の確保を図りま  |    |    |
|           |       |           | す。 (返還免除の規定あり) |    |    |

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

### ア 学校教育

干潟地域は、人口減少とともに児童生徒の減少が著しく、小学校においては児童数が 100 人程度、中学校は生徒数 150 人程度と他地域と比較し、教育環境に大きな格差が生じています。

継続的に他校と等しく教育機会を提供するためには、適正規模および適正配置に基づき、 地域格差を是正する必要があります。

また、当地域の小中学校は土砂災害警戒区域内に整備され、有事の際に避難場所として機能するよう、防災面に配慮し、安全安心な教育環境の整備が不可欠です。

なお、統廃合にあたっては、児童の登下校時の安全確保や廃校となる施設の活用方法等 が課題となってきます。

### 干潟地域の小学校(児童数の推移)

(単位:人)

| 統合          | 分色坛 | 児童数 | 2020 | 2025 | 2030 | 2035 | 2040 | 2045 | 2050 | 2055 | 2060 |
|-------------|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 小学校         | 対象校 | 学級数 | R2   | R7   | R12  | R17  | R22  | R27  | R32  | R37  | R42  |
|             | 中和小 | 児童数 | 106  | 66   | 56   | 49   | 44   | 40   | 36   | 31   | 27   |
| クトム、ナ 1字    | 萬歳小 | 児童数 | 78   | 66   | 53   | 49   | 46   | 41   | 36   | 31   | 27   |
| ひかた椿<br>小学校 | 古城小 | 児童数 | 122  | 104  | 90   | 80   | 73   | 62   | 53   | 47   | 42   |
| 小子校         | ᄉᆗ  | 児童数 | 306  | 236  | 199  | 178  | 163  | 143  | 125  | 109  | 96   |
|             | 合 計 | 学級数 | 18   | 7    | 6    | 6    | 6    | 6    | 6    | 6    | 6    |

出典:旭市学校再編基本方針

### (仮称) 北中学校(生徒数の推移)

(単位:人)

| 統合   | 対象校 | 生徒数 | 2020 | 2025 | 2030 | 2035 | 2040 | 2045 | 2050 | 2055 | 2060 |
|------|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 中学校  | (※) | 学級数 | R2   | R7   | R12  | R17  | R22  | R27  | R32  | R37  | R42  |
|      | 琴田小 | 生徒数 | 74   | 77   | 75   | 70   | 66   | 63   | 61   | 59   | 56   |
|      | 共和小 | 生徒数 | 129  | 125  | 114  | 102  | 95   | 86   | 78   | 72   | 67   |
| (仮称) | 中和小 | 生徒数 | 43   | 35   | 31   | 26   | 23   | 21   | 19   | 17   | 14   |
| 北統合  | 萬歳小 | 生徒数 | 34   | 39   | 29   | 24   | 24   | 22   | 19   | 17   | 14   |
| 中学校  | 古城小 | 生徒数 | 54   | 55   | 49   | 42   | 38   | 35   | 28   | 25   | 22   |
|      | 스 킾 | 生徒数 | 334  | 331  | 298  | 264  | 246  | 227  | 205  | 190  | 173  |
|      | 合 計 | 学級数 | 10   | 10   | 9    | 8    | 8    | 7    | 6    | 6    | 6    |

※ 統合中学校の学区に入る小学校

出典:旭市学校再編基本方針

#### イ 生涯学習

干潟地域には、ひかた市民センター内に干潟公民館が設置されていますが、令和元年度に大規模改修工事を実施したため、施設の健全性が保たれている状況です。また、公民館類似施設として、コミュニティセンター、ふれあいセンター及び萬歳地区多目的研修センターの3つの小規模施設を設置しています。3施設については、施設運営の効率性に課題を抱えており、今後の施設運営の検討が必要となっています。

#### ウ 生涯スポーツ

干潟地域には、社会体育施設として干潟さくら台野球場が整備されていますが、施設の 老朽化や利用者の減少に伴い廃止を含めた施設の在り方を検討する必要があります。

### (2) その対策

## ア 学校教育

「旭市学校再編基本方針」に基づき、干潟地域については、小学校 3 校を 1 校に統合、中学校については、他の学区と統合、新設することにより、地域格差を是正し、公平かつより良い教育環境の整備を図ります。

また、教育環境や学校施設等の整備に併せ、スクールバスを運行することにより、児童・ 生徒の安全な通学手段を確保します。

廃校となり老朽化した施設は解体するほか、耐用年数が残る校舎や屋内運動場などは避難所、地区コミュニティ施設やスクールバスターミナルの拠点などに転用し、有効活用に努めます。

#### イ 生涯学習

干潟地域に設置されている3つの小規模施設については、「旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画」に基づき、適切な維持管理を行うとともに、地域又は民間団体への譲渡、運営委託等を図り、効率的施設運営を進めます。

#### ウ 生涯スポーツ

「旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画」に基づき、干潟さくら台野球場については、「旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画」に基づき、利用状況を検証し他施設への機能集約を検討するとともに、指定管理者制度等の民間活力を活用した運営形態により、施設の利用促進対策を図ります。なお、すでに用途廃止したテニスコートが隣接していることも考慮し検討します。

# (3)事業計画(令和8年度~令和12年度)

| 持続的発展施策  | 事業名         | 事業内容               | 事業 | 備考 |
|----------|-------------|--------------------|----|----|
| 区分       | (施設名)       |                    | 主体 |    |
| 8 教育の振興  | (1)学校教育関連施設 | 小学校改修事業(ひかた椿小学校)   | 市  |    |
|          | (校舎)        | 小中学校改修事業(3 校)(※)   | 市  |    |
|          |             | 中和小、萬歲小、干潟中        |    |    |
|          |             | 中学校新築事業(1校)(※)     | 市  |    |
|          |             | (仮称)北統合中           |    |    |
|          | (体育施設)      | 屋内運動場改修事業(※)       | 市  |    |
|          |             | 中和小、萬歲小、古城小、干潟中    |    |    |
|          |             | 屋内運動場新築事業(※)       | 市  |    |
|          |             | (仮称)北統合中           |    |    |
|          |             | (新)水泳プール解体事業(※)    | 市  |    |
|          |             | 萬歳小                |    |    |
|          | (スクールバス)    | スクールバス購入事業(※)      | 市  |    |
|          |             | スクールバス運行事業(※)      | 市  |    |
|          | (3)集会施設、体   | 干潟公民館管理費           | 市  |    |
|          | 育施設等        | 修繕工事               |    |    |
|          | (公民館)       | 社会体育施設管理費          | 市  |    |
|          | (体育施設)      | 修繕工事               |    |    |
|          |             | 社会体育施設改修事業         | 市  |    |
|          |             | 大規模改修工事            |    |    |
|          | (その他)       | コミュニティ施設管理費        | 市  |    |
|          |             | 修繕工事               |    |    |
|          | (2)過疎地域持続   | (新)小中学校再編に係る会議等開催  | 市  |    |
|          | 的発展特別事      | 事業                 |    |    |
|          | 業           | (新)小中学校閉校・開校式典等の開催 | 市  |    |
|          | (義務教育)      | 事業                 |    |    |
|          |             | (新)小中学校民間プール活用事業   | 市  |    |
| <u>L</u> | l           | l                  | l  |    |

<sup>※</sup>学校再編の進捗状況によっては、事業内容、スケジュールが変更になります。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

干潟地域は37の区で構成されており、各区または2区合同で管理している地区集会施設が33施設あります。

今後の人口減少により、地域コミュニティの基盤となる自治会の地区集会施設の管理運 営費を負担していくことが困難になることが見込まれます。

また、空家の状況については、問題意識の高まりから苦情件数は減少していますが、空家数については、増加傾向にあります。問題のある空家の除去と、まだ活用し得る空家の有効活用が課題となっています。

### (2) その対策

区が行う地区集会施設の建設や修繕事業を支援することにより、区民が良好にコミュニティ活動を行うことのできる活動拠点の確保を図ります。

また、空家対策については、現在、未設置である法定協議会を設置し、指針となる対策計画を策定後、その対策計画に基づき効果的な対策を実施していきます。

空家等対策の3つの基本方針

- 1. 空家等の適正な管理の促進
- 2. 空家の活用(空家バンク等)
- 3. 特定空家等に対する措置

### (3) 事業計画(令和8年度~令和12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名<br>(施設名)                                | 事業内容  | 事業<br>主体 | 備考 |
|-----------|---|---|----------|----|
| 9 集落の整備   | (施設名) (2)過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>(集落整備) (3)その他 | 地区集会施設建設・修繕事業 区が行う地区集会場または、これに類する集会施設の建設や修繕に要する経費について補助金を交付します。 空き家対策推進事業 空家バンク 空家を売却・賃貸したい所有者と、購入・賃借したい方を市が橋渡しをする制度です。 空家を活用することで空家を減らし、地域を活性化することを目的とします。 | 市市       |    |
|           |   |   |          |    |

|  | 空き家対策推進事業      | 市 |  |
|--|----------------|---|--|
|  | 特定空家等に対する措置    |   |  |
|  | 特定空家等の除却、修繕、立竹 |   |  |
|  | 木の伐採等の措置についての  |   |  |
|  | 助言又は指導、勧告、命令、さ |   |  |
|  | らに、行政代執行による強制執 |   |  |
|  | 行を行うことにより、生活環境 |   |  |
|  | を保全することを目的としま  |   |  |
|  | す。             |   |  |

## 11 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

干潟地域は指定文化財を含め特徴のある文化財が多く、古墳群や鏑木城などの中世城址、 熊野神社の祭礼などが伝えられており、説明看板の設置などで周知を図っています。ひか た市民センター内には文書館、文化財収蔵施設が設けられています。また郷土の偉人であ る大原幽学ゆかりの地で公園、記念館が整備されています。今後はこうした歴史資源をさ らに活用していく必要があります。

なかでも昭和27年に国史跡に指定された大原幽学遺跡の整備については、平成2年に開園した遺跡史跡公園内の消防、電気等の設備が耐用年数を迎え、構造物の老朽化が進んでいるほか、近年頻発している大雨などにより、急傾斜地の崩壊や雷などの被害も多発しています。また来訪者が利用する公園内の便益施設や遊歩道、駐車場についても、高齢者や身障者をはじめとした来訪者の利便性向上のために改善が必要な状況です。

大原幽学記念館については、国指定重要文化財の収蔵施設として特別な収蔵設備・展示室を有し、令和元年には博物館法の定める登録博物館となりました。本施設には、幽学関連資料の保存・公開、考古資料や民具の展示、企画展を実施するなど、地域の歴史文化を学び伝える拠点施設の役割を担っています。

平成7年3月に竣工した建物は、付帯設備の老朽化が著しく、展示設備についても装置が耐用年数を迎えているため、整備更新が急務となっています。

#### (2) その対策

令和3年度に策定した「史跡大原幽学遺跡整備基本計画」に基づき、令和4年度以降、 史跡の保護と活用の観点から整備を進めています。具体的には、老朽化が著しい防災設備 の更新工事や、崩落が危ぶまれる急傾斜地の保全、危険木・支障木の予防伐採、排水不良に よる地盤整備などについても、年次計画に基づき整備を進めていきます。

また、史跡公園内の案内板や遊歩道の整備、トイレや休憩所などの便益施設の見直し、 駐車場の整備等、公園としての利便性を高め、利用者が訪問しやすい環境を整備します。

大原幽学記念館については、「旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画」に基づき、令和 4 年度以降に、一般的な公共施設としての整備だけでなく、適正な収蔵環境や展示環境を維持するために必要な対策を進めていきます。具体的には、展示照明の改修、映像資料の見直しや更新、収蔵庫の除湿器ほか防火シャッター、収蔵設備の改修、展示ケースの更新等を実施します。

# (3)事業計画(令和8年度~令和12年度)

| 持続的発展施策区 | 五分 事業名       | 事業内容            | 事業 | 備考 |
|----------|--------------|-----------------|----|----|
|          | (施設名)        |                 | 主体 |    |
| 10 地域文化  | の (1)地域文化振興施 | 史跡整備の実施         | 市  |    |
| 振興等      | 設等           | ・防災設備の設計・調査・本体工 |    |    |
|          | (地域文化振興施     | 事               |    |    |
|          | 設)           | ・急傾斜地の保護、排水改善、駐 |    |    |
|          |              | 車場、案内板の整備等      |    |    |
|          |              | 記念館整備の実施        | 市  |    |
|          |              | ・照明及び収蔵設備の改修    |    |    |
|          |              | ・常設展示及び備品、設備の改  |    |    |
|          |              | 修、更新            |    |    |
|          |              | ・展示、PR用動画及び機器設備 |    |    |
|          |              | の更新、インターネット環境整  |    |    |
|          |              | 備               |    |    |
|          |              | (新)文化財施設の整備     | 市  |    |
|          |              | ひかた市民センター       |    |    |
|          |              | ・空調設備の整備        |    |    |
|          |              | ・保存展示及び備品       |    |    |

# 12 再生可能エネルギーの利用の推進

## (1)現況と問題点

干潟地域を含む本市に残る大切な自然環境は、適切な保全管理と活用に努めるとともに、 市民・事業者等との連携・協働による地域ぐるみで保全に努める必要があります。

再生可能エネルギーの利活用が期待されている中、太陽光発電や風力発電など地域の特徴を活かした再生可能エネルギー導入促進に努める必要があります。

## (2) その対策

再生可能エネルギーを有効活用するため、旭市環境基本計画や旭市地球温暖化対策推進 実行計画に基づき、省エネルギーや再生可能エネルギーについての情報提供、普及啓発を 行うほか、新設、改修予定の公共施設等への省エネ設備、再エネ発電設備の導入等、地球温 暖化の防止対策に積極的に取り組みます。

## (3) 事業計画(令和8年度~令和12年度)

| 持続的発展施策区分事業名 |            | 事業内容            | 事業 | 備考 |
|--------------|------------|-----------------|----|----|
|              | (施設名)      |                 | 主体 |    |
| 11 再生可能工     | (2)過疎地域持続的 | 住宅用省エネルギー設備設置助成 | 市  |    |
| ネルギーの利用      | 発展特別事業     | 事業              |    |    |
| の推進          | (再生可能エネル   | 家庭における地球温暖化対策を  |    |    |
|              | ギー利用)      | 促進するため、住宅用省エネル  |    |    |
|              |            | ギー設備等を設備する者に対し、 |    |    |
|              |            | 予算の範囲内において補助金を  |    |    |
|              |            | 交付します。          |    |    |

# ◎過疎地域持続的発展特別事業一覧(令和8年度~令和12年度)

| 持続的発展施策 | 事業名         | 事業内容                           | 事業       | 備考        |
|---------|-------------|--------------------------------|----------|-----------|
| 区分      | (施設名)       |                                | 主体       |           |
| 1 移住・定  | (4)過疎地域持    | 定住促進奨励金                        | 市        | 移住・定住を支   |
| 住・地域間交  | 続的発展特別      | 干潟地域内に新たに住宅を取得し                |          | 援するものであ   |
| 流の促進、人  | 事業          | た際に、150 万円を上限に支援金              |          | り、効果は将来   |
| 材育成     | (移住・定住)     | を支給します。                        |          | に及ぶ。      |
|         |             | 移住支援事業                         | 市・県      |           |
|         |             | 東京 23 区に在住または通勤する              |          |           |
|         |             | 方が、本市に移住し、起業や就業                |          |           |
|         |             | 等を行う際に、交付金を支給しま                |          |           |
|         |             | す。                             |          |           |
|         | (人材育成)      | 地域おこし協力隊活用事業                   | 市        |           |
|         |             | 都市地域からの人材を受け入れ、                |          |           |
|         |             | 一定期間地域で生活してもらい、                |          |           |
|         |             | 地域協力活動を行いながら、地域                |          |           |
|         |             | への定住・定着を図ります。                  |          |           |
|         |             | 市民まちづくり活動支援事業                  | 市        |           |
|         |             | まちづくりの担い手としての市民                |          |           |
|         |             | 公益活動団体の育成を図るため、                |          |           |
|         |             | 市民の自主的で創意あふれる事業                |          |           |
|         |             | を行う団体に対して補助金を交付                |          |           |
|         |             | します。                           | _        |           |
| 2 産業の振興 | (10)過疎地域持   | 新規就農総合支援事業                     | 市        | 産業の振興に    |
|         | 続的発展特別      | 新規就農者の確保と定着を図るた                |          | 資する事業で    |
|         | 事業          | め、新規就農者に対し各種資金等                |          | あり、効果は将   |
|         | (第1次産業)<br> | を交付します。                        |          | 来に及ぶ。<br> |
|         |             | 水田農業構造改革推進事業                   | 市        |           |
|         |             | 飼料用米などの転作作物の作付拡                |          |           |
|         |             | 大を図る農業者等に対し、取組内                |          |           |
|         |             | 容に応じた経営安定対策補助金等                |          |           |
|         |             | を交付します。                        | <b>-</b> |           |
|         |             | 制度資金利子補給事業                     | 市        |           |
|         |             | 施設整備や農業経営近代化の推進、効率的・安定的な経営体の育  |          |           |
|         |             | 世、効率的・女定的な経営体の育成などを目的に融資される制度資 |          |           |
|         |             | 金の借り入れに対して利子補給を                |          |           |
|         |             | 一                              |          |           |
|         |             | 11, 2, 20                      |          |           |
|         |             |                                |          |           |
| ļ       |             |                                |          | ]         |

|          | 水稲共同防除事業             | 市                |
|----------|----------------------|------------------|
|          | 農業経営の安定を図るため、水稲      |                  |
|          | の安定生産及び品質向上を目的と      |                  |
|          | して、水稲病害虫の共同防除を行      |                  |
|          | う事業に要する経費を支援しま       |                  |
|          | す。                   |                  |
|          | 園芸用廃プラスチック適正化処理      | 市                |
|          | 対策事業                 |                  |
|          | 生産者が排出する園芸用廃プラス      |                  |
|          | チックに対して、資源の有効活用      |                  |
|          | や農村環境の保全、生産者の負担      |                  |
|          | 軽減を目的に処理手数料を助成し      |                  |
|          | ます。                  |                  |
|          | 環境保全型農業直接支払交付金       | 市                |
|          | 化学肥料・化学合成農薬を原則 5     |                  |
|          | 割以上低減する取組と合わせて行      |                  |
|          | う、地球温暖化や生物多様性保全      |                  |
|          | 等に効果の高い営農活動を支援し      |                  |
|          | ます。                  |                  |
|          | 農業経営多角化支援事業          | 市                |
|          | 農産物の加工や販路の拡大等、経      |                  |
|          | 営の多角化による所得向上、経営      |                  |
|          | 安定を図るための取組に必要な加      |                  |
|          | 工機械・施設等の整備を支援しま      |                  |
|          | す。                   |                  |
|          | ^。<br>- 畜産環境フレッシュ事業  | 市                |
|          | 畜産由来の臭気を軽減させるた       | 114              |
|          | め、家畜排せつ物の消臭効果のあ      |                  |
|          | る飼料添加剤や臭気分散資材等の      |                  |
|          |                      |                  |
|          | 導入を支援します。            | 士                |
|          | 家畜防疫対策事業             | 市                |
|          | 家畜伝染病の発生及びまん延を未      |                  |
|          | 然に防止するため、牛・豚・鶏の      |                  |
|          | 検査や予防接種の費用を助成しま<br>、 |                  |
| (去工業 C)を | <i>t.</i>            |                  |
| (商工業・6次  | こだわり旭ブランド創出支援事業      | <del>市</del><br> |
| 産業化)     | 農水産業者で組織する団体等に対      |                  |
|          | し、6 次産業化に向けた商品開発     |                  |
|          | や生産施設等の整備、販売促進の      |                  |
|          | ための PR 活動などにかかる経費    |                  |

|         |          | を支援します。            |   |         |
|---------|----------|--------------------|---|---------|
|         |          | 食料産業・6 次産業化交付金事業   | 市 |         |
|         |          | 農業者等による6次産業化の取組    |   |         |
|         |          | や加工・販売施設の整備、及び食    |   |         |
|         |          | 品製造事業者等による輸出向け     |   |         |
|         |          | HACCP 等に対応する施設等の整備 |   |         |
|         |          | を支援します。            |   |         |
|         |          | 創業支援事業             | 市 |         |
|         |          | 市と商工会が連携し、市内におけ    |   |         |
|         |          | る創業希望者の掘り起こしから創    |   |         |
|         |          | 業後まで長期的な支援を行いま     |   |         |
|         |          | す。                 |   |         |
| 3 地域におけ | (2)過疎地域持 | 被災者支援システム整備        | 市 | 地域における  |
| るDXの推進  | 続的発展特別   | 災害時の罹災証明や要援護者シス    |   | DXの推進に  |
|         | 事業       | テムなどの充実を図ります。      |   | 資する事業で  |
|         | (デジタル技術  | 自治体DX推進事業          | 市 | あり、効果は  |
|         | 活用)      | 民間企業を含む様々なDXに係る    |   | 将来に及ぶ。  |
|         |          | 取組を精査し、新たな仕組みの導    |   |         |
|         |          | 入を進めます。            |   |         |
| 4 交通施設の | (9)過疎地域持 | コミュニティバス等運行事業      | 市 | 交通手段の維  |
| 整備、交通手  | 続的発展特別   | コミュニティバスを運行し高齢者    |   | 持確保により  |
| 段の確保    | 事業       | 等の交通弱者といわれる方々の交    |   | 市民の利便性  |
|         | (公共交通)   | 通手段を確保し、市民の積極的な    |   | 向上を図るも  |
|         |          | 社会参加及び、公共交通の充実を    |   | のであり、効果 |
|         |          | 図ります。              |   | は将来に及ぶ。 |
|         |          | 地域公共交通網の再編などの検討    |   |         |
|         |          | バス路線維持対策事業         | 市 |         |
|         |          | 千葉交通 (株) が運行するバス路  |   |         |
|         |          | 線(府馬線)の運行費用を助成し    |   |         |
|         |          | ます。                |   |         |
|         |          | デマンド交通運行事業         | 市 |         |
|         |          | デマンド交通(乗合タクシー)を    |   |         |
|         |          | 運行し、市内公共交通を補完する    |   |         |
|         |          | 交通システムとして、交通空白地    |   |         |
|         |          | 域やバス停まで歩くことが難しい    |   |         |
|         |          | 高齢者等の移動手段の確保を図り    |   |         |
|         |          | ます。                |   |         |
| 5 生活環境の | (7)過疎地域持 | 住宅・建築物耐震化促進事業      | 市 | 生活環境の整  |
| 整備      | 続的発展特別   | 木造住宅耐震診断費補助金       |   | 備に資する事  |
|         | 事業       | 木造住宅耐震改修費補助金       |   |         |

|   | (防災・防犯)                                     | 木造住宅の所有者に対し、耐震<br>診断に要する費用及び耐震改修<br>に要する費用について補助しま<br>す。   |   | 業であり、効果は将来に及ぶ。  |
|---|---|--|---|---|
|   |   | 住宅・建築物耐震化促進事業<br>危険ブロック塀等撤去補助金<br>自己が所有する危険ブロック塀<br>等の一部又は全部の撤去に要す<br>る費用について補助します。  | 市 |   |
|   |   | 住宅リフォーム補助事業<br>住宅リフォーム補助金<br>市民の居住環境の向上を図ると<br>ともに、地域経済対策として市<br>内産業の活性化を促すため、住<br>宅の所有者が行うリフォーム工<br>事に要する費用について補助し<br>ます。 | 市 |   |
|   |   | 防犯カメラ設置  | 市 |   |
|   |   | 防犯灯設置(10年リース)<br>夜間における犯罪や交通事故等の<br>発生を防止し、市民生活の安全を<br>確保するため、防犯灯を設置しま<br>す。   | 市 |   |
| 6 子育て環境<br>の確保、高齢<br>者等の保健及<br>び福祉の向上<br>及び増進 | (8)過疎地域持<br>続的発展特別<br>事業<br>(高齢者・障害<br>者福祉) | 介護人材確保対策事業<br>地域に不足している介護サービ<br>ス事業所に就労する若者を確保<br>するべく、研修費用の助成、学<br>生を対象とした介護現役職員と<br>の意見交換・交流・就業支援助<br>成等を総合的に実施します。      | 市 | 高齢者等の保<br>健及び福祉の<br>向上及び増進<br>に資する事業<br>であり、効果は<br>将来に及ぶ。 |

| 7 医療の確保                    | (3)過疎地域持<br>続的発展特別<br>事業<br>(その他)             | 看護学生入学支度金貸付事業<br>将来、看護師として市内の医療<br>機関において看護業務に従事し<br>ようとする看護学生に、養成施<br>設(4年生大学)への入学に必<br>要な資金の一部を貸し付けるこ<br>とで、看護師の確保を図りま<br>す。(返還免除の規定あり) | 市  | 医療の確保に<br>資する事業で<br>あり、効果は将<br>来に及ぶ。            |
|----------------------------|---|---|----|---|
| 8 教育の振興                    | (2)過疎地域持<br>続的発展特別<br>事業<br>(義務教育)            | 小中学校再編に係る会議棟開催事業<br>学校再編に向けた検討を行うため会議を開催する。   | 市  | 教育の振興に<br>資する事業で<br>あり、効果は将<br>来に及ぶ。            |
|                            |   | 小中学校閉校・開校式典等の開催<br>事業<br>新たに開校する小中学校の式典<br>等を準備開催する。<br>小中学校民間プール活用事業<br>再編後の児童生徒の体力向上を<br>目指し、民間プールの活用を検<br>討する。                         | 市市 |   |
| 9 集落の整備                    | (2)過疎地域持<br>続的発展特別<br>事業<br>(集落整備)            | 地区集会施設建設・修繕事業<br>区が行う地区集会場または、これ<br>に類する集会施設の建設や修繕に<br>要する経費について補助金を交付<br>します。  | 市  | 地域コミュニ<br>ティの活性化<br>に資する事業<br>であり、効果は<br>将来に及ぶ。 |
| 11 再生可能エ<br>ネルギーの利<br>用の推進 | (2)過疎地域持<br>続的発展特別<br>事業<br>(再生可能エネ<br>ルギー利用) | 住宅用省エネルギー設備設置助成事業<br>家庭における地球温暖化対策を促進するため、住宅用省エネルギー設備等を設備する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。  | 市  | 住宅用省エネ<br>ルギー設備設<br>置事業であり、<br>効果は将来に<br>及ぶ。    |